

## 第二種電気工事士免状交付申請の御案内（養成施設修了者）

第二種電気工事士養成施設を修了された方で、愛知県内に住民登録をしている方は、次のとおり免状交付の申請手続きをしてください。愛知県外の方は住民登録をしている都道府県庁にお問い合わせください。

### 1 申請に必要なもの（各種案内・注意事項については下記愛知県ウェブサイトをご参照ください。）

愛知県ウェブサイトアドレス <https://www.pref.aichi.jp/site/denki-subsite/menjyou-2syukoufu01.html>

必要書類等	注意事項
① 第二種電気工事士免状交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所及び氏名は住民登録のとおり記入。</li> <li>昼間の連絡先を必ず記入（携帯電話番号優先）。</li> </ul>
② 第二種電気工事士養成施設修了証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本を添付（1通）</li> </ul>
③ 返信用封筒1通	<ul style="list-style-type: none"> <li>免状受取人の住所・氏名を記入、切手不要。</li> <li>長形3号(たて23.5cm×よこ12cm)以内の大きさの封筒。</li> <li>完成した免状は、この封筒にて簡易書留でお届けします。</li> </ul>
④ 写真1枚 	<ul style="list-style-type: none"> <li>たて4cm×よこ3cm、撮影後6ヶ月以内</li> <li>わくなし、正面、無帽、無背景、上半身、服装は自由。髪の毛が目元が見えない写真や、顔に影がある写真は不可。</li> <li>写真印刷向けの専用用紙に印刷すること。</li> <li>写真の裏面に記名しないでください。</li> <li>詳しくは、上記愛知県ウェブサイトの「<b>電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い</b>」をご参照ください。</li> </ul>
⑤ 手数料5,300円（愛知県収入証紙） 	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県収入証紙購入場所</li> <li><a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html</a></li> <li>ファミリーマート愛知県庁店、県内市区町村役場会計課、各警察署等</li> </ul> 
⑥ 本人確認書類 (ア) 住民票の写し（交付後6ヶ月以内、マイナンバーの記載がないもの） (イ) 有効期限内のマイナンバーカードのコピー（表面のみ） (ウ) 有効期限内の公的書類のコピー（運転免許証）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民の方は、（ア）または（イ）から選択してください。</li> <li>転居して一週間以内の方は、（ア）～（ウ）から選択してください。</li> <li>その他の方は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により申請者の氏名等を確認しますので、<b>本人確認書類は不要</b>ですが、住基ネットの利用を希望されない方は、（ア）～（ウ）から選択して提出してください。</li> <li>婚姻等により、<b>第二種電気工事士養成施設修了証明書と申請時の氏名が異なる方</b>は戸籍抄本（個人事項証明）などのお名前つながりがわかるものが必要です。</li> </ul>
⑦ 申請者一覧（会社や学校等が2名分以上をまとめて申請する場合のみ。様式任意）	申請者全員の氏名と、とりまとめ担当者の連絡先を明記してください。

### 2 申請方法及びお問い合わせ先

#### (1) 郵送の場合の宛名 ※簡易書留にてお送りください。

〒460-8501（愛知県庁固有番号のため、住所記載不要。）

愛知県 消防保安課 産業保安室 電気・火薬グループ

#### (2) 窓口へ持参する場合の提出先 ※本庁舎3階平面図は右図のとおり

愛知県庁 本庁舎3階 産業保安室 電気・火薬グループ

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2

#### (3) お問い合わせ先（産業保安室 電気・火薬グループ）

電話：052-954-6199（ダイヤルイン）

産業保安室



本庁舎正面玄関側

電気工事(※)業を営むには、電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく登録等が必要です。

詳しくは、上記のお問い合わせ先又はお近くの県民事務所等の電気工事業担当まで。

(※)電気工事：一般用電気工作物等又は自家用電気工作物（最大電力500kw未満の需要設備に限る。）を設置し、又は変更する工事